(699)

岐 阜

県

公 報

毎週

(金曜日)

発行

平成19年9月28日

関する条例施行規則の一部を改正する規則 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

告

示

道路の供用開始

道路の区域変更

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

飼料の試験結果

土地改良事業計画の変更の適当の決定

土地改良区役員の退任及び就任

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

示

(可茂農林事務所) 七〇五 七〇五

平成十九年九月二十八日

(農地計画課) 業流通課) 課 七〇三 七〇三 (環境生活政策課) 七〇二

平

成十九年九月二十八

日

(金曜日)

第

千

八

百

八

+

Ξ

号

職 員厚生課)六九九ページ

岐阜県規則第七十九号

規

則

岐阜県職員の互助団体に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年九月二十八日

岐阜県職員の互助団体に関する規則の一部を改正する規則

目

次

規

則

出 同

納 管 理課)七〇〇

(人事委 員会) 七〇〇

維 持課) 七〇〇

七0 |

同 道

路

を次のように改正する。 別記第九号様式中「(困当

弁」を「(

岐阜県職員の互助団体に関する規則(昭和三十七年岐阜県規則第百二十三号)の一部

岐阜県職員の互助団体に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県知事

古

田

肈

弁」に改め、「、 輿庙游離珠」を削る。

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

を改正する規則をここに公布する。 岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部

岐阜県知事

古 田

岐阜県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の

岐阜県規則第八十号

平成十九年九月二十八日

部を改正する規則

0

0

## 人事委員会規則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成十九年九月二十八日

岐阜県人事委員会

委員長

廣

瀬

英

=

岐阜県人事委員会規則第十六号

職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

ように改正する。 職員の任用に関する規則(昭和三十一年岐阜県人事委員会規則第五号)の一部を次の

別表公安職の表警察本部長の項本部部長の欄中「組織犯罪対策統括官」

を

「組織犯罪

リズム対策官」に改める。対策統括官

附則

この規則は、平成十九年十月一日から施行する。

告

示

岐阜県告示第五百六十四号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事一古田

県道

七中野宗族

九番四一地先から加茂郡八百津町福地字蔵橋二

字同

Ξ

公 〇

元**平** 成 た 六

元**平** 成 た 六

岐阜県告示第五百六十六号

道路法

(昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、

道路の区域を

岐

類の道 種路

路 線 名

X

閰

延

の 期

日

ト長

供用開始

Į.		類の道 種路
七宗系	 中	路線名
三五番二〇地先まで同の郡同の町同の町同の町同の町同の町同の町同の東回の	橋二九番四一地先から加茂郡八百津町福地字蔵	区間
後	前	別前変区 後更域
= 7	F. 0	ル (メート ト 幅
<b>公</b> 0	公→ 0	ル(メート 長
		備考

岐阜県告示第五百六十五号

用を開始するので告示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第二項の規定により、次の道路の供

持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古 田

岐阜県告示第五百六十七号

ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考 次のように変更したので告示する。

持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、

道路の区域を

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事

古 田

国一 道般	類の道 種路
号頁	路
号百 五 十 八	線
八	名
同一高	区
市九市同五荘	
番川	
町 の町 同 一三	
地谷	
字 先字 牛 か小 首 ら谷	間
前 B A	別前変区 後更域
	ル(員敷
	ル ( メート ト 幅
7 写 某	ルグス
-、 -、 -、 -、 -、 -、 -、 -、 -、 -、 -、 -、 -、 -	ト長
	備
	イオ

次のように変更したので告示する。

持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事

古

田

j		類の道 種路
釜	日	路
戸	吉泉	線名
九七四番三地先まで四十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	☆ 六五七番二地先から 瑞浪市日吉町字大知洞四	区間
後	前	別前変区 後更域
デテ	も	ル (メート ト 幅
1911	三类。三	ル (メート 長
		備考

金 戸線       九七四番三地先まで       0       後       九十二       二三・三       株 考         路線名       区       0<	j		種路
A   区   間   で	釜	日	路
The continue of the contin	戸	吉	
後 前 別前後 ル) カ・デー コニュー ニニュー	糸	<b></b>	名
N	七四番三地先まで市同の町字町屋	六五七番二地先から瑞浪市日吉町字大知洞四	
上   上   大   上   <b>基</b>	後	前	別前変区 後更域
上   上   大   上   <b>基</b>	二子 0		ル) 員 敷 地 の 幅
		三三	ル (メート 長
考			備
			考

持課及び岐阜県古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供

岐阜県告示第五百六十九号

用を開始するので告示する。

類の道 種路

路

線

名

X

閰

延、 メート ト 長

供用開始

ほ示変決 (備 か年更定区 ) 月の又域 日告はの考

の 期日

岐阜県告示第五百六十八号

次のように変更したので告示する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を

県道

上高

宝山 線

三八五番二四地先地内高山市上宝町鼠餅字トヤ峠

 $\stackrel{=}{\equiv}$ 

元**平** が成 た

元**平** 亭 天

持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、平成十九年九月二十八日から二週間岐阜県県土整備部道路維

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古 田

国道	— 般	類の道 種路
一 号	三百六十	路 線 名
まで 同 七四三番地三地先 同 市同 町同 字	から大サコ七四三番地四地先高山市朝日町小瀬ヶ洞字	区間
後	前	別前変区 後更域
高 ぐ ○ 三	· · · ·   · · · · · · · · · · · · · ·	ル (メート ト 幅
111111111111111111111111111111111111111	0 -> 1	ル <sub>(メート</sub> ト長
		備考

岐

公

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

示

の規定により次のとおり公示する。 営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項 特定非営利活動促進法 (平成十年法律第七号) 第二十五条第三項の規定により特定非

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古 田

申請 の あった年月日 平成十九年九月六日

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ハートネット

者 の 氏 名 大坪

主たる事務所の所在地 岐阜県高山市山田町八六三番地二二号

五四三

=

定款に記載された目的 この法人は、障害者の自立支援活動に関する事業を行

ことを目的とする。

誰もが自分の力を発揮できるまちづくりに寄与する

岐阜県知事

古

田

2

ω

届出者の氏名又は名称 平成十九年九月十八日

ヤマカ興産株式会社

届出年月日

岐

多治見フランテ 建物の名称及び所在地

収去番号

## 大規模小売店舗の新設の届出に関する件

小売店舗の新設の届出があったので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。 なお、その届出書等は平成十九年九月二十八日から四月間岐阜県産業労働部商業流通 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第五条第一項の規定により大規模

き事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべ

課及び東濃振興局において縦覧に供する。

平成十九年九月二十八日

提出することができる。

岐阜県知事 古 田

岐阜県多治見市本町三丁目一〇一番地

大規模小売店舗の新設日

平成二十年五月十九日

四

五 店舗面積

、六四四平方メートル

駐車場の収容台数 一〇〇台

六

荷さばき施設の面積

七

一〇五平方メートル

公表する。 五十六条第七項の規定により、平成十九年五月に収去された飼料の試験の結果の概要を 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第 飼料の試験結果

平成十九年九月二十八日

岐阜県知事 古 田

7	***					\$		产	雒		細		9	肅		烟	
примунир.	戦争を選りる名をある。 の名称なななななない。 おもおり、	収去場所	飽料の名物	製輸生 (人人)	酷白 対験 る。 <sup>®</sup>	粗脂肪	粗織艦	粗灰分	カルシ ウム *	ر ر م	選塩選 素基発性 素性性	水窒 溶素 柱。*	ペン率プ消化化・	T D % Z	M E	か (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を) (を)	違反の 容容
	株式会社白木 精麦関工場 関市小瀬南 1 丁目 2 番 6 号	関市小瀬南1 丁目2番6号 株式会社白木 精麦関工場	<mark>混合飼料</mark> EM <b>フィー</b> ドBA	19.05	14.2	16	5.8	9.2	0.05	1.79							
	全国酪農飼料株式会社東海株式会社東海工場 型知県碧南市 五津浦町2番地の8	美濃市生櫛47 2番地 美濃酪農農業 協同組合連合 会北濃事務所	<b>ぎふ</b> 75	19.05	17.5	3.9	5	4.6	0.66	0.57							
	一一	一一	全酪育成後期	19.05	17.6	3.4	5.9	6.5	0.83	0.81							

<b>寿</b> !	883	5		岐	阜県	公	報	平以	19 <b>年 9</b>	月28日	(704)
15	14	13	12	1	10	9	<b>∞</b>	7	6	5	4
日上	日上	同上	ジ海科多麗北エく株正知浜 イみ式 場別 イルの式 場別 一工 あ会 知町町 月 1 日 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	回上	日上	日上	世橋飼料株式 会社豊橋工場 受知県豊橋工場 昭海町5番店 の9	回上	司上	回上	學 學 全 學 學 本 學 中 本 中 中 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
回 上	回 上	同上	各務原市各務 上の前町 2 352 352 ボインイエイ東 海ボスサカに動 発薬ネスカに動 発達された 発達された 発達された の前町 2 352 第17 第17 第17 第17 第17 第17 第17 第17	回上	回上	回 上	各務原市蘇原瑞貴町3の1 瑞貴町3の1 豊橋飼料株式 会社技具ストックボイント	回上	回上	同上	沿島郡岐南町三宅9 丁目18 9番塔 9番塔 全屋商事株式
くみあい配合飼料 IP肥育に一番	くみあい配合飼料 IP肥育ひとすじ	くみあい配合飼料 IPくみあい特選肉 牛用	くみあい配合飼料 新ひだっこG	マルト中雛用配合 飼料ハイヘルス中 雛G×セーフティ	マルト子豚育成用配合飼料ニューボークS	マルト種豚用配合飼料種豚用	マルトプロイラー 肥育用配合飼料プロイラー後期Nマッシュ	島印配合飼料中す う用	亀印配合飼料幼す う用	13	亀印配合飼料大す う用
19.05	19.05	19.05	19.05	19.05	19.05	19.05	19.05	19.05	19.05	19.05	19.05
12.6	11.7	12.8	16.2	18.7	15.8	15.8	18	18.8	21.5	17.7	15.6
2.6	2.8	3.5	2.6	3.2	3.2	3.7	6.4	5.4	5.3	5.6	4.4
6.7	6.7	4.5	7.7	ა ა	2.4	4.1	2.4	3.7	3.5	2.5	2.5
3.2	ω	2.9	5.6	5.6	3.7	5.4	4.5	5.6	6.2	13	5.6
0.3	0.23	0.21	0.98	1.03	0.57	0.81	0.92	0.85	1.08	7.48	1.17
0.41	0.41	0.47	0.48	0.56	0.48	0.85	0.5	0.79	0.77	0.59	0.72

(	705	<b>平成</b> 19 <b>年9月</b> 28日
١	100	

岐 阜 県 公 報

第1883号

1 回   1 回   1   1   1   1   1   1   1		. 00			• • •	- ,	<b>0</b> F	•				<b>/</b>		TIA			715	
21 5.7 3.6 5.7 1.05 18.2 4.2 3.4 5.2 0.96 18.2 4.5 3.5 6.6 1.67 15.2 4.5 3.5 6.6 1.67 17.6 6.3 3.6 11.6 5.21 ユ項において準用す 正より、次の土地改良により公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 では、り公示す。 では、り、次の では、方式では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	盐			関	施	7			後の一	良る事	5 土			20	19	18	17	16
21 5.7 3.6 5.7 1.05 18.2 4.2 3.4 5.2 0.96 18.2 4.5 3.5 6.6 1.67 15.2 4.5 3.5 6.6 1.67 17.6 6.3 3.6 11.6 5.21 ユ項において準用す 正より、次の土地改良により公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 では、り公示す。 では、り、次の では、方式では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	地改良	土地		123				平成十	土地沿	業がの計り	云 地 育 改 良	土地						回
21 5.7 3.6 5.7 1.05 18.2 4.2 3.4 5.2 0.96 18.2 4.5 3.5 6.6 1.67 15.2 4.5 3.5 6.6 1.67 17.6 6.3 3.6 11.6 5.21 ユ項において準用す 正より、次の土地改良により公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 では、り公示す。 では、り、次の では、方式では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	法(	改良			者			九年	良工	当り	了法 し(	改良		''	''	''	<b>事</b> が 場 引 事 の 丸 会	''
21 5.7 3.6 5.7 1.05 18.2 4.2 3.4 5.2 0.96 18.2 4.5 3.5 6.6 1.67 15.2 4.5 3.5 6.6 1.67 17.6 6.3 3.6 11.6 5.21 ユ項において準用す 正より、次の土地改良により公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 では、り公示す。 では、り、次の では、方式では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	昭和	区役員	,			-		九 月 一	業条計第九	変象を	1 昭和 1	事業計	ı				飼料 南内科 大田 大田 大田 大田 大田 大田 古田 古田 古田 田田	
21 5.7 3.6 5.7 1.05 18.2 4.2 3.4 5.2 0.96 18.2 4.5 3.5 6.6 1.67 15.2 4.5 3.5 6.6 1.67 17.6 6.3 3.6 11.6 5.21 ユ項において準用す 正より、次の土地改良により公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 では、り公示す。 では、り、次の では、方式では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次		の退任及び就		見・阿部	施行に係る地区			十八日	書及び条例の  九項において準	で適当と決定して	『見こおりて集』二十四年法律第二	副画の変更の適治		a H	<u>а</u> Н	<u>а</u> Н	務4阜同ン原丁貴能ター	回上
21 5.7 3.6 5.7 1.05 18.2 4.2 3.4 5.2 0.96 18.2 4.5 3.5 6.6 1.67 15.2 4.5 3.5 6.6 1.67 17.6 6.3 3.6 11.6 5.21 ユ項において準用す 正より、次の土地改良により公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 では、り公示す。 では、り、次の では、方式では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	白九	仕		X		-			与した	たりので	りたり	当の法		口数り	中雄田	中雄田		رج م
21 5.7 3.6 5.7 1.05 18.2 4.2 3.4 5.2 0.96 18.2 4.5 3.5 6.6 1.67 15.2 4.5 3.5 6.6 1.67 17.6 6.3 3.6 11.6 5.21 ユ項において準用す 正より、次の土地改良により公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 では、り公示す。 では、り、次の では、方式では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	-五号)第十八名			務所前	場所		岐阜県知恵		で次のとおり縦撃つ同法第八条第十	、同法第九十六	3司法第八条第一-五号)第九十六	定		青丸紅印配合飼 成鶏用シェル・ イーン17	青丸紅印配合飼 大すう用MN大 う	青丸紅印配合飼 中すう用MN中 う	青丸紅印配合飼力すう・中すう ハい幼すう	くみあい配合飼料 とり王16
21 5.7 3.6 5.7 1.05 18.2 4.2 3.4 5.2 0.96 18.2 4.5 3.5 6.6 1.67 15.2 4.5 3.5 6.6 1.67 17.6 6.3 3.6 11.6 5.21 ユ項において準用す 正より、次の土地改良により公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 でにより公示す。 では、り公示す。 では、り、次の では、方式では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次では、一次	第十六			_			_		見に供する人項の規	八条の三	八条の三			19.04			19.04	19.05
3.6 5.7 1.05 3.6 5.7 1.05 3.6 5.7 1.05 3.6 5.7 1.05 で	項の規定		ı	_ · O九	見		田		る。定により	第五項に	ぎこより 第五項に		I	17.6	15.2	18.2	21	16.5
改権 改土 度 とおり 1.6 5.2 0.96 1.67 1.05 では 2 1.67 では 1.67	により、						肇		公示し、	മ	മ			6.3	4.5	4.2	5.7	6.8
た 十 公 地 5.21 1.67 0.96 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05	次 の ——			でら	間		_		变 更	東京	東東		_	3.6	3.5	3.4	3.6	3.4
た 十 公 地 5.21 1.67 0.96 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05 1.05						[	改帷 良子 区土	改出良区	退任		亚	定により		11.6	6.6	5.2	5.7	12.3
									りた役		成十九	り公示		5.21	1.67	0.96	1.05	5.4
□ 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1 日 1						7	•	月						0.59	0.6	0.59	0.69	0.64
及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の展 解 昭 和 同 東帷子 二五二八番	同	同	同	同	同	同	理事	役名			十八日	員が 退任						
藤 昭 和 同 東帷子 二五二八系 学 で、 同条第十七項の	齋	伊	1	1	尾	水	澤	氏				及 び						
正	藤	藤			関	野						い 任 し	!					
大田   一八三二来   一八二二来   一八三二来   一八三二来   一八三二来   一八三二来   一八三二来   一八三二来   一八二二来   一八二二年   一八二二年   一八二二年   一八二二年   一八二二年   一八二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十				_	重	次田		47				) た 旨						
リ児市西帷子 田 第一八三二系 中 一八三二系 サンカー 一八三二系 サンカー 一八三二系 番地 アー・ 一八三二系 番地 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・										岐皇		の届						
大ので、同条第十七項の   本世界   本	り 児 市	回	回	回	回		9児市	任		宗 知 事		出があっ						
田	<b></b>					作子	1帷子					たので						
一 三	_			_						田		同条	  -					
地 曽 曽 地 曽 曽 曽	一〇二番地一	三六〇四番地	七九八番地	六四三番地二	一八三二番地	二五二八番地	五〇一番地	所		肇		第十七項の規						

_	第	188	3 3 €	를						岐	Ē	<b></b>	県	4	\$	報		3	<b>P成</b> 1	9 <b>年</b> 9	9月2	8日	(	706	)
平平成成														2 E	女性 見子 工土 地	改土 良 区 名地	就任した役員								
平成十九年九月二十八日郅行平成十九年九月二十八日印刷														ーナ・ ナ・ ナ	·平 ·成	年就 月 日任	た役員								
八日 日 発 印 行 刷	同	同	監事	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	理事	役名		同	同	監事	同	同	同	同	同
13 who	玉	武	小	日比野	奥	Ξ	小	宮岫	齋	伊	<b>1</b>	<b>1</b>	尾	水	澤	氏		玉	武	小	日比野	奥	Ξ	小	宮岫
	實	政	池俊	割	村	好英	池	博	嚴武	歴 昭	台好	谷道	関重	野次	<b>野</b> 隆			曹	<b>藤</b>	池俊	野惠	村	好英	池	嶋博
発 発	=	雄	美	勇	博	隆	亮	美	美	和	治	雄	隆	男	司	名		<u>ہ</u>	雄	美	勇	博	隆	亮	美
行行所者	同	同	同	可	同	同	可	同	可	同	同	同	同	同	可	住		同	同	同	可	同	同	可	同
	亩	普	再	可児市広見			可児市西帷子		可児市菅刈					亩	可児市西帷子			亩	普	再	可児市広見			可児市西帷子	
岐 岐 阜 一 薮田	東帷子	菅刈	西帷子	筧			帷子		列					東帷子	帷子			東帷子	菅刈	西帷子	筧			帷子	
岐阜市薮田南二丁目一番一号	九〇九番地三	四〇一番地	六〇五番地	三八番地二	三五五番地	九二三番地	九〇三番地	五四一番地	一一〇二番地一	三六〇四番地	七九八番地	一六四三番地二	一八三二番地	二五二八番地	五〇一番地	所		九〇九番地三	四〇一番地	六〇五番地	三八番地二	三五五番地	九二三番地	九〇三番地	五四一番地
定価 一か年 四八、〇〇〇円(送料共)(消費税二、二八六円を含む。)印 刷 所 (岐阜市三輪ぶりんとびあ十三 一(岐)阜(文)芸(社)印 刷 者 (岐阜市三輪ぶりんとびあ十三)一(飯) 尾 寛																									